

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	× 98 / 100	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,168 単位)		- 62 単位							
		要介護3 (16,883 単位)		- 111 単位							
		要介護4 (21,357 単位)		- 184 単位							
		要介護5 (25,829 単位)		- 233 単位							
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)		- 91 単位							
		要介護2 (12,985 単位)		- 141 単位							
		要介護3 (19,821 単位)		- 216 単位							
		要介護4 (24,434 単位)		- 266 単位							
		要介護5 (29,601 単位)		- 322 単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)											
ハ 初期加算 (1日につき + 30 単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 60 単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000 単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100 単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200 単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 90 単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 120 単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 750 単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 640 単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350 単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)										
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)										
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									

注：特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× / 100 所定単位数 × / 100
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100